

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年8月4日

横浜市契約事務受任者
鶴見長 渋谷 治雄

1 契約の概要

芦穂崎保育園 給水管破裂に伴う水道管の修繕について

2 履行（納品）場所

横浜市芦穂崎保育園

3 契約日

令和7年7月24日（木）

4 履行日又は履行期間

契約決定した日から5日以内

5 契約金額

203,500円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港北区富士塚1-18-7

京浜クリーンナップ興業株式会社 代表取締役 齋藤 典則

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給水管の故障による漏水が起り、そのことが原因と考えられる浸水が発生し、保育が難しい状況となっており、早急に給水管を修理する必要があると判断したため。

8 契約の相手方の選定理由

過去に鶴見区役所でも漏水や水道管の修繕を行い、多数の水道管修繕の実績があり、迅速に対応できると判断したため。

9 所管課

鶴見区こども家庭支援課